

「地域連携推進会議」の実施について

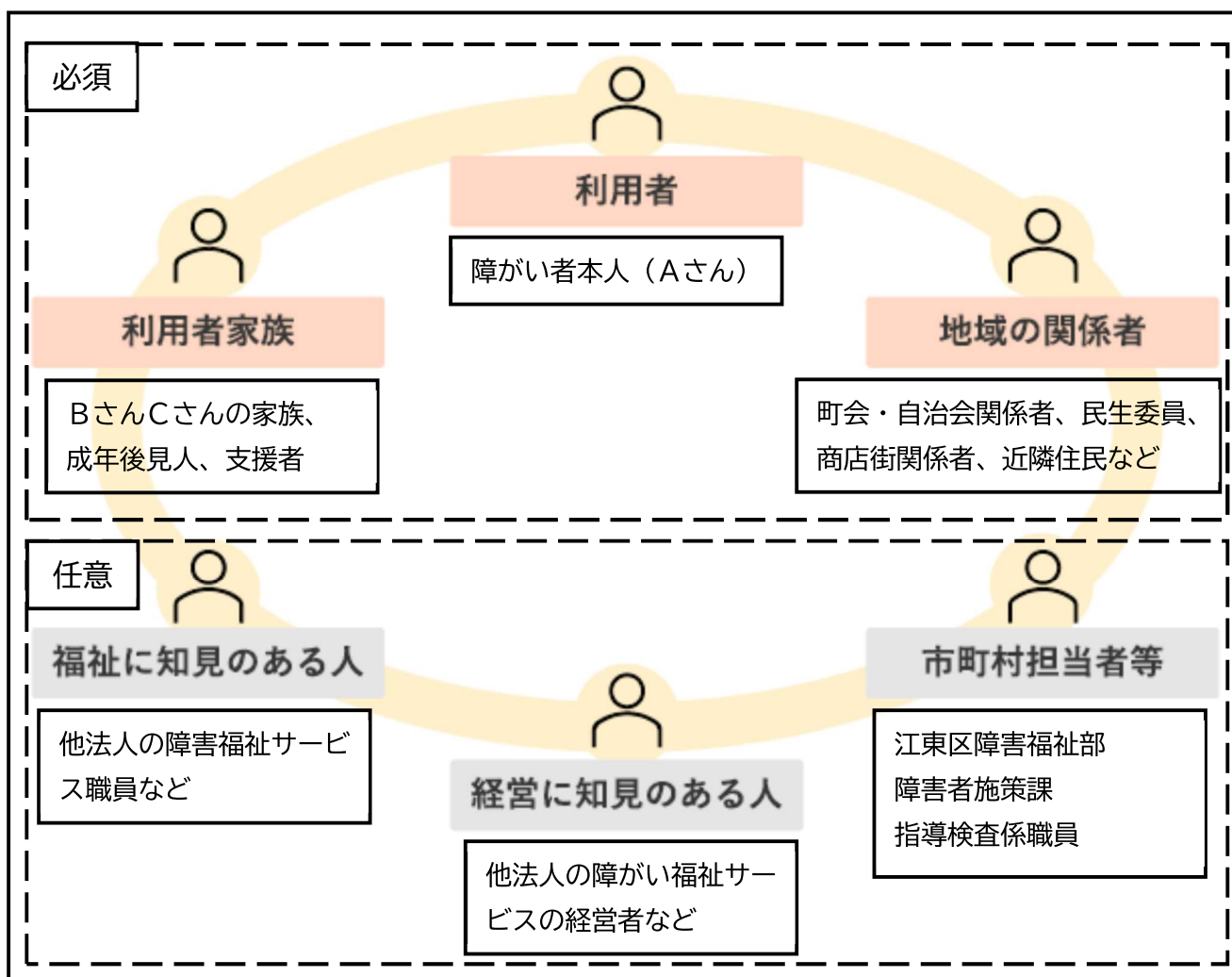
1 主な目的

- (1) 利用者と地域との関係づくり
- (2) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- (3) 施設等やサービスの透明性・質の確保
- (4) 利用者の権利擁護

2 実施内容

- (1) **会議**：事業所単位で毎年1回以上、地域連携推進員（下図参照）5名程度
- (2) **施設訪問**：施設（ユニット）単位で毎年1回以上 ※地域連携推進員が個別訪問可

【会議と構成員（地域連携推進員）】（グループホームを経営している事業者の例）



【施設訪問】
(個別訪問可)

グループホームA

グループホームB

グループホームC

3 その他

- (1) 会議開催後にホームページや広報誌、事業所内への掲示などで議事録の公表が必要
- (2) 福祉サービス第三者評価を受けている年は、「会議」「施設訪問」の実施は不要